

中間論点整理を踏まえた法的課題等の検討

令和8年1月30日
事務局

検討を深めるべき論点①

中間論点整理の概要(1.必要性・有効性)

- ブロッキングを実施するためには、単に有効な対策であるだけでは足りず、他のより権利制限的ではない有効な対策が尽くされたかどうか検証が必要。
- 他の手段として、ギャンブル等依存症対策基本法の改正法を踏まえた国内SNS事業者等による削除、海外サイト運営者に対する働き掛けといった対策を進めた上で、それらの対策を尽くしたとしてもオンラインカジノの情報が著しく減少しない場合、ブロッキングを排除せず、追加的な対応を講じることが適当。
- ブロッキングについては、近年、スマートフォンのプライバシー機能の向上等により、誰でも容易に回避することができるようになっているとの指摘がある。他方、カジュアルユーザーや若年層がギャンブル等依存症になる前の対策が重要であり、ブロッキングにはこうした予防的效果があるとの指摘もある。
- ブロッキング実施国の実施手法や効果を検証した上で、ブロッキングの有効性に関する検討を深めていくべき。

中間論点整理の概要(2.許容性)

- 仮に必要性・有効性が認められるとしても、ブロッキングが許容されるためには、ブロッキングによって得られる利益が通信の秘密の保護と均衡するものであるかどうかについて検討が必要。
- 刑法上の賭博罪の保護法益は「勤労の美風」であり、これのみで通信の秘密の侵害を正当化することは困難であるが、オンラインカジノは、賭け額の異常な高騰や深刻な依存症患者の発生など、きわめて深刻な弊害があることを踏まえ、法益のバランスについて具体的な検討が必要。



➤ これまでのヒアリング等を踏まえ、必要性・有効性、許容性について、どのように考えるか。

- ・必要性（関係省庁の報告、効果検証など）
- ・有効性（技術的課題に関する事業者ヒアリング、諸外国調査など）
- ・許容性（ギャンブル等依存症、スポーツ健全性に関するヒアリングなど）

検討を深めるべき論点②

中間論点整理の概要(3. 実施根拠)

- 仮にブロッキングを行う場合には、遮断対象や要件の明確化を図ることにより法的安定性を確保する観点から、何らかの法的担保が必要。

中間論点整理の概要(4. 妥当性)

- ブロッキングの制度設計に当たっても、カジノ規制全般に対する議論抜きにその在り方を検討することは困難。
- 具体的な制度について検討するに当たっては、国内外の法制度を参考にしながら、遮断義務付けを行う主体、遮断対象となるサイト、実体的な要件、手続的な要件などについて具体的に検討すべき。



仮にブロッキングを実施する場合

➤ オンラインカジノに係るブロッキングの目的（論点①）

⇒ これまでの検討を踏まえ、オンラインカジノに係るブロッキングの主たる目的は何か。当該目的（ブロッキングで得られる利益）については、児童ポルノブロッキング（児童の人格的利益）、海賊版ブロッキング（著作権等の財産権）との議論の比較を踏まえ、「通信の秘密の保護」、「知る自由・表現の自由」との均衡の観点で検討が必要ではないか。

➤ ブロッキング義務付けの主体（論点②）

⇒ ブロッキングの実効性を確保するとともに、「通信の秘密の保護」等との関係を踏まえた検討が必要ではないか。その際、義務付け主体の透明性・公平性を確保する観点で、どのような枠組みが適当か。

➤ ブロッキングに必要不可欠な法令要件（論点③）

⇒ 必要性（ブロッキング以外の対策が尽くされたか）、許容性/相当性（得られる利益が失われる利益と均衡するか）等のこれまでの検討を踏まえ、ブロッキングの対象とするサイトを含め、ブロッキングの実施に必要不可欠な実体的な要件・手続的な要件は何か。